

生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」策定と 中小企業等の「先端設備等導入計画」について

杉並区では、平成 30 年 6 月 6 日に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、国の同意を得て「導入促進基本計画」を策定し、「先端設備等導入計画」の認定を開始しました。

1 「導入促進基本計画」の策定目的

区内中小企業・小規模事業者等が、労働生産性の向上を目指し、新たに先端設備等を導入した際に、固定資産税の優遇など後述する特例措置を受けられるよう、区内の中小企業等の支援と区の産業振興の推進を図ることを目的に策定しました。

2 先端設備等導入促進計画

区内の中小企業者等が新規設備投資を通じて労働生産性の向上を図ろうとする場合に、「先端設備等導入促進計画」を策定し事前に区の認定を受けることで、当該新規設備に係る次の「3 具体的支援」に掲げる優遇措置を受けることができます。

3 具体的支援（優遇措置）

- (1) 「先端設備導入計画」に基づき導入する、新規設備に係る固定資産税（償却資産）が特例で3年間ゼロ～1/2に軽減となります。東京23区の固定資産税の特例率については、ゼロと定められました。
- (2) 固定資産税特例割合をゼロとした自治体においては、中小企業支援に関する次の補助金の優先採択を受けることができます。
 - ①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
 - ②小規模事業者持続化補助金
 - ③戦略的基盤技術高度化支援事業
 - ④サービス等生産性向上IT導入支援事業

4 「導入促進基本計画」の目標

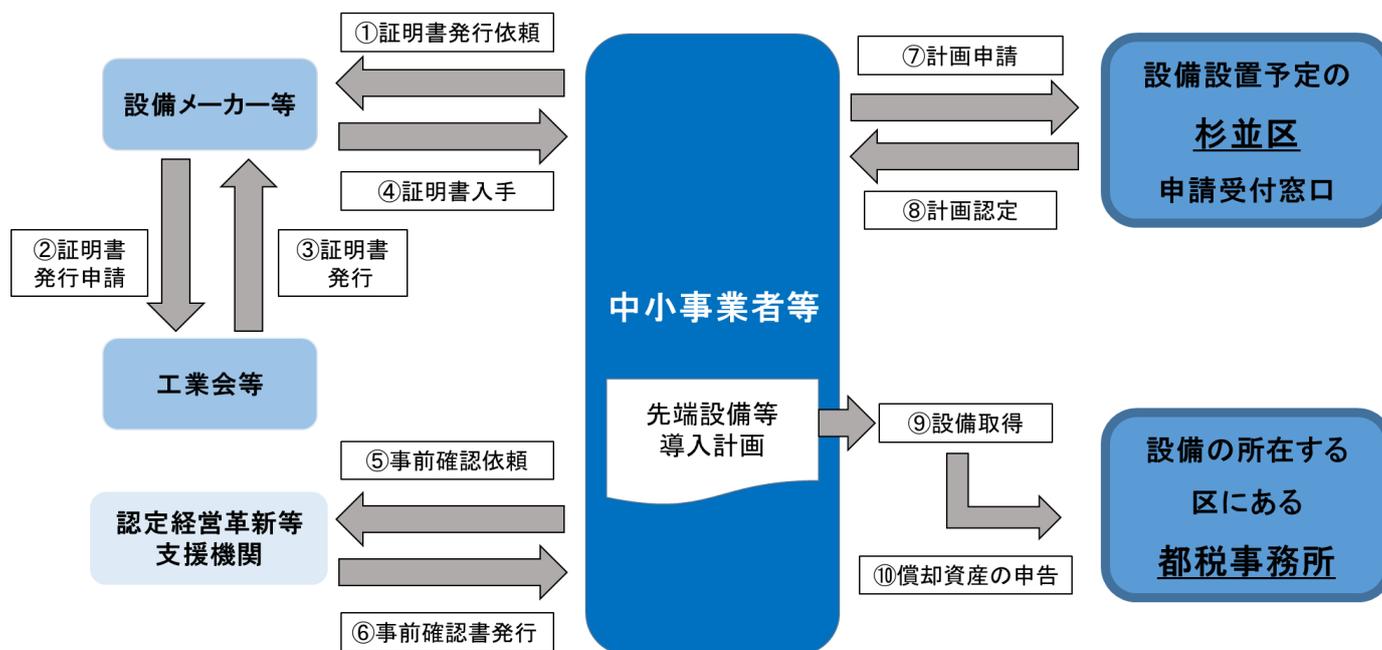
区の中小企業・産業構造を踏まえ、認定件数年間10件以上認定があることを目標としています。また、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標としました。

5 「導入促進基本計画」の計画期間

平成30年7月31日～平成33年7月31日

※国の同意（導入促進基本計画）を得た日から3年間がこの取組を実施する期間となります。

6 認定事務フロー



【中小企業者等が行うこと】

- (1) 「先端設備等導入計画」を策定する。
- (2) 「先端設備等導入計画」を「※認定経営革新等支援機関」へ事前確認を依頼し、「事前確認書」を入手する。
なお、工業会等の証明書は後日提出でも可。（固定資産税の賦課期日までに区には（写）を追加提出）
※認定経営革新等支援機関…商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されている。
- (3) 郵送または窓口持参にて区に申請を行う。

【杉並区が行うこと】

- (1) 申請された「先端設備等導入計画」等について、審査する。
- (2) 申請者へ認定書を交付する。